



「国民年金の保険料免除制度について」

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。この制度は、本人とその配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」があります。「一部納付（一部免除）」には1/4納付、1/2納付、3/4納付の3種類があります。

（一部保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効（未納と同じ）になります。）

また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者の方については本人及び配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの保険料免除期間（一部納付を含む）は、年金受給に必要な期間に算入されますが、年金額を計算する場合は保険料を全額納付したときと比較して、「全額免除」は8分の4、「1/4納付」は8分の5、「1/2納付」は8分の6、「3/4納付」は8分の7となります。

免除の承認期間については7月から翌年の6月までですが、全額免除または若年者納付猶予が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降は改めて申請を行われなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

免除の対象となる所得の目安（平成22年度）

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦・お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
4人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

<お問い合わせ先>

日高町役場住民課住民・年金グループ	TEL 01456-2-6182
日高総合支所住民生活課住民・福祉グループ	TEL 01457-6-3173
苫小牧年金事務所	TEL 0144-36-6135